大阪府	二〇、九五四人
兵庫県	一一、六九三人
奈良県	二、四五八人
和歌山県	二、一四二人
鳥取県	一、二一七人
島根県	一、五一二人
岡山県	三、四五四人
広島県	五、〇七九人
山口県	三、〇九七人
徳島県	一、五三五人
香川県	一、八四一人
愛媛県	二、四二七人
高知県	一、五九七人
福岡県	一〇、八五五人
佐賀県	一、七〇一人
長崎県	三、〇三〇人
熊本県	三、〇四〇人
大分県	二、〇六二人
宮崎県	二、〇〇九人
鹿児島県	三、〇〇六人
沖縄県	二、七四六人

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十六号

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第二条第二項第一号及び第四条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三中「又は都市」を「、都市」に改め、「必要な施設」の下に「又は宿泊施設その他の都市の来訪者若しくは滞在者を増加させるため必要な施設」を加える。

附則第一条の四中「施設」の下に「又は宿泊施設その他の都市の来訪者若しくは滞在者を増加させるため必要な施設」を加える。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一

内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十七号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　世耕　弘成

内閣総理大臣　安倍　晋三

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三